

上富田町上下水道課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります。**

※ 指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

● 指定の有効期間が、従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日 (注)	初回更新までの有効期間
H10. 4. 1～H11. 3. 31	令和元年9月30日～令和2年9月29日まで (1年)
H11. 4. 1～H15. 3. 31	令和2年9月30日～令和3年9月29日まで (2年)
H15. 4. 1～H19. 3. 31	令和3年9月30日～令和4年9月29日まで (3年)
H19. 4. 1～H25. 3. 31	令和4年9月30日～令和5年9月29日まで (4年)
H25. 4. 1～R1. 9. 30	令和5年9月30日～令和6年9月29日まで (5年)

初回の更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に事前に通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

注)「指定を受けた日」とは、変更等による新たな事業者証の発行日ではなく、当初の指定日(当初の事業者証の発行日)。

● 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)の準用等により次の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ④その他、上富田町長が確認を必要とする事項

◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ※事業の運営に関する基準(法令第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
 - ・指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
 - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

● 更新申請に必要な書類(予定)

- ・当初指定登録の申請時と同じ提出書類一式(状況により一部不要書類あり)
- ・既に発行済みの「上富田町指定給水装置工事事業者証」の原本
- ・下記の4項目を確認するための書類等(確認資料を含む)

◎ 4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修の場合は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

【お問い合わせ先】

上富田町役場 上下水道課 TEL: 0739-47-0550 (代)